

さいた 歳田神社所蔵羽柴秀吉制札

淡河町の鎮守である歳田神社には、天正7年（1579）と同8年に出された2枚の羽柴秀吉制札が保管されていました。天正7年は秀吉の攻撃によって淡河城が開城した年で、天正7年の制札は、その一ヶ月後に秀吉が淡河町に出したものです。また天正8年（1580）、秀吉は信長から播磨国を与えられ、支配を固めています。天正8年の制札はこうした中で出されたものと考えられ、淡河以外にも三木などに、この年に出された秀吉の制札が残っています。

天正7年の制札では、第二条で、淡河市場を「楽市」と規定し、商売上の課役を免除しています。「楽市」の文言が文面に現れる制札は、全国で3例目（6枚目）、秀吉のものとしては初の事例となります。また第五条では、「旅籠銭」についての規定がされています。これも他に類例がなく、宿場町としての淡河の特色を示すものと考えられます。いずれも商売上の特権を認めることで、淡河町の振興を図ったものと言えます。

制札は関連史料とともに、神戸市の文化財に指定され、現在、神戸市立博物館に寄託されています。

天正7年羽柴秀吉制札



掟条々 淡川市庭
 一 当时毎月 五日 十日 十五日 廿日 廿五日
 晦日之事
 一 らくいちたる上ハしやうはい座やくあるへからさる事
 一 くにしちところしち 「」 □事
 一 けんくハこうろんりひせんさく □を □ □す双方
 せいはいすへき事
 一 はたこ銭ハたひ人あつらへ次第たるへき事
 右条々あひそむくともからこれあらは地下
 人としてからめをきちうしんあるへしきうめいを
 とけさいくハにおこなふへき者也仍掟如件
 天正七年六月廿八日 秀吉（花押）



▲制札の署判部分の拡大
 天正7年制札が「秀吉」（左）
 天正8年制札が「藤吉郎」（右）

【読み下し】
 掟条々 淡川市庭
 一、 当時毎月、五日、十日、十五日、廿日、廿五日
 晦日の事
 一、 楽市たる上は商売座役あるべからざる事
 一、 国質・所質 「」 □事
 一、 喧嘩口論、理非穿鑿に及ばず、双方成敗すべき事
 一、 旅籠銭は旅人誂え次第たるべき事
 右条々相背く輩これあらば、地下人として擲め置き、
 注進あるべし、糺明を遂げ、罪科に行うべきものな
 り、よって掟くだんの如し
 天正七年六月廿八日 秀吉（花押）

【現代語訳】
 掟条々 淡河市場
 一、 当市は毎月、五日、十日、十五日、二十日、二十五日、三十日に開催すること。
 一、 楽市である上は、商売上の座の課役はあつてはならない。
 一、 国質・所質は（取つてはならない）。
 一、 喧嘩口論はどちらに非があるかを調べるまでもなく、双方処罰せよ。
 一、 宿代は、旅人の注文した内容に応じたものにせよ。
 右の箇条に背く者があれば、地元の方が捕らえて、注進せよ。（そうすれば）究明して、処罰する。よって掟はこのとおりである。
 天正七年六月二十八日 秀吉（花押）

* 国質・所質 - 中世の貸借慣行で、債務が返済されない場合に、貸し主が、借り主とは同じ国や地域に住む別人の身柄や財産を差し押さえる行為。こうした暴力的な取り立て行為が市場に混乱を引き起こすため、ここでは禁止されたと考えられる。

天正8年羽柴秀吉制札



条々
 一 当所奉公人何も立置候間可為如先々事
 一同町人如有来無異儀可商売事
 一下々猥之族不可有之事
 右条々違乱之輩有之者堅可
 加成敗者也仍如件
 天正八年十月廿九日 藤吉郎（花押）

【読み下し】
 条々
 一、 当所奉公人、いずれも立て置き候間、先々の如くたるべき事
 一、 同じく町人、有り来る如く、異儀なく商売すべき事
 一、 下々猥りの族これあるべらざる事
 右条々違乱の輩これあらば、堅く成敗を加うべきものなり、よってくだんの如し
 天正八年十月廿九日 藤吉郎（花押）

【現代語訳】
 条々
 一、 当所の武家奉公人は、いずれも置くことを認めるので、前々からのとおりによせよ。
 一、 同じく町人は、以前のとおりに、相違なく商売せよ。
 一、 下々に治安を乱すような者はあつてはならない。
 右の箇条に違反する者があれば、しっかりと処罰するものである。よって（定めるところは）このとおりである。
 天正八年十月二十九日 藤吉郎（花押）

天正八年十月二十九日 藤吉郎（花押）